

令和8年3月16日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づき手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入（履行）場所	納（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）ほか1件	陸上自衛隊久居駐屯地	R08/04/01～ R09/03/31	R8.3.16	R8.3.23 09:00	R8.3.23 10:00		単価の総額（単価×予定数量を乗じた額の総品目の合計額）で落札決定をし、それぞれの単価をもって決定 関係自治体の産業廃棄物収集運搬・処分許可証の写し（委任する場合は委任状のもの）を提出すること

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

住所 〒514-1118  
三重県津市久居新町975  
契約機関名（担当）第337会計隊（種田）  
電話番号（内線）059-255-3133（内349）  
FAX 059-255-3290



# 市場価格調査書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

こちらは市場価格調査書になります。貴社の見積最低価ではなく、一般的な市場価格に送料・諸雑費等を含めた金額をご記入の上、下記期日までにFAX又はメールによりご提出をよろしくお願いいたします。

※内訳書の添付をお願いします。（様式は貴社様式）

市場価格調査書提出期限：令和8年3月19日（木）

送付先（会計隊FAX番号）：059-255-3290（直通）

見積金額 ¥ 単価の総額 (消費税及び地方税を含まない。)

番号	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）	仕様書のとおり	kg	8,400		
2	産業廃棄物収集運搬処理（収集運搬）	仕様書のとおり	台	12		
3		以下余白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
納入（履行）場所		陸上自衛隊久居駐屯地	納期		R08/04/01～R09/03/31	
契約保証金		（免除）	見積年月日		R8.3.23 10:00	

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤田 亮 殿



住 所  
会 社 名  
代 表 者 名



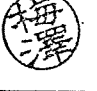


（注）押印を省略する場合には、代表者連絡先、担当者名及び連絡先を記載すること。  
代表者が担当者を兼ねる場合は「代表者に同じ」と記入してください。

代表番号 ( ) 担当者氏名及び連絡先 ( )

久居（8）産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

総務科長	総務班長
	

役務名称	久居（8）産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）			
図面名称	表紙			
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理
				
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊			図面番号	1 / 3

## 仕 様 書

- 1 役務名称：久居（8）産業廃棄物収集運搬処理（廃プラスチック類）
- 2 役務場所：三重県津市久居新町975（陸上自衛隊久居駐屯地）
- 3 役務期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 役務概要：本役務は、当駐屯地において発生する産業廃棄物（下表に示すもの）を回収し駐屯地外へ搬出、法令（条例）等諸規則に基づき適正に処分するものである。  
廃棄物の種類は次のとおりとする。

区分	種 類	内 容
産業 廃 棄 物	廃プラスチック類	トレイ類、弁当容器、ボトル類、ポリ袋等 ビニール類、発砲スチロール等梱包材等 ボールペン、マジックペン等

### 5 搬出等依頼回数等

#### (1) 搬出等依頼回数及び排出予定数量

種 類	搬出等依頼回数	1回当り見込 排出量 (kg)	1年間見込 排出量 (kg)
廃プラスチック類	約12回	700	約8,400

- (2) 廃棄物の回収・搬出日については、月1回（平日）を予定とする。
- (3) その他、臨時で収集する場合は、その都度、官側担当者より事前に調整する。

### 6 特記事項

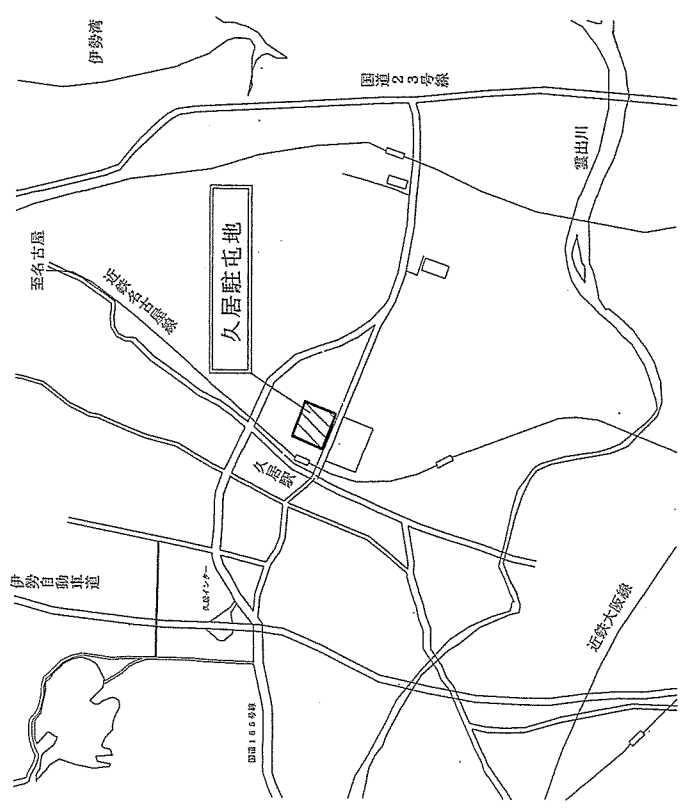
- (1) 受注者は「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は受注者側で準備すること。
- (3) 本役務実施にあたり、疑義が生じた場合は、その都度官側と調整すること。

### 7 回収要領

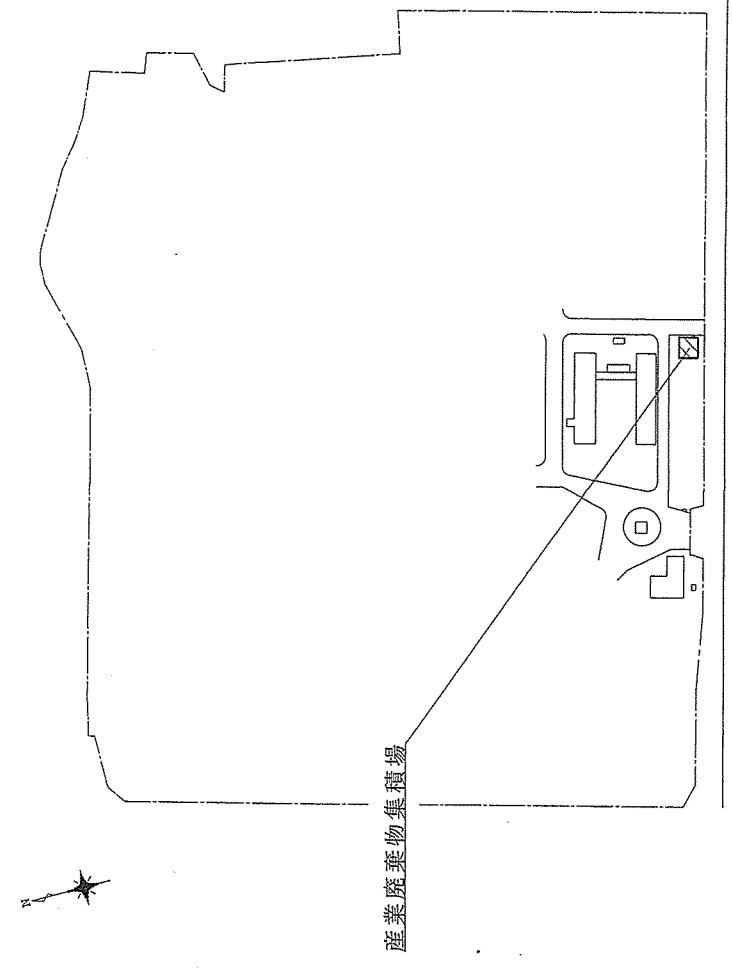
- (1) 廃棄物回収・搬出の際、車両への積載は受注者が実施し、現地で官側立会者と相互に排出量を確認すること。
- (2) 排出量の確認は自重計付の車両又は受注者で計量器を持参して排出量を確認すること。

### 8 完了検査

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）A、B2、D、E票」の受領、確認をもって完了とする。



駐屯地案内図 1 : X



駐屯地配置図 1 : 4000

件名	久居(8) 産業廃棄物収集運搬処理(廃プラスチック類)
種別	案内図・配置図
図番	久居駐屯地業務隊管理科營繕班
	3/3